



山口市清掃工場包括運営委託に伴う特定部品の供給等に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と甲が所有する山口市清掃工場（以下「本施設」という。）の設計・施工企業である株式会社タクマ（以下「乙」という。）は、「山口市清掃工場包括運営委託」（以下「本業務」という。）に伴う特定部品の供給等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本件募集」とは、本業務を実施する民間事業者の選定等をいう。
- (2) 「応募者」とは、本件募集に参加しようとする者をいう。
- (3) 「参加資格者」とは、本件募集における参加資格審査を経て、参加資格が認められた応募者をいう。
- (4) 「受託者」とは、甲と本業務に係る契約を締結し、本業務を実施する民間事業者をいう。
- (5) 「本業務契約」とは、甲と受託者が締結する本業務に係る契約をいう。

（目的）

第2条 本業務の実施にあたり、本施設に係る必要な情報開示及び乙による協力並びに特定部品の供給等に関する条件等を定めることにより、本件募集に競争性を担保し、受託者が本業務を円滑に遂行する業務環境を整備することを目的とする。

（参加資格者への情報開示等）

第3条 本件募集に係る期間中における参加資格者への情報開示に関して、以下のとおり定める。

- (1) 甲は、本件募集への参加資格者に対し、甲の保有する本施設に関する資料のうち、次の資料を配布する。なお、当該資料の配布にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除または黒塗りした上で配布するものとする。
 - (a) 機器配置図
 - (b) 各設備工程図
- (2) 甲は、本件募集への参加資格者に対し、甲の保有する本施設に関する資料のうち、次の資料を甲の立会いの下に閲覧（写真撮影を含む）させる。なお、当該資料の閲覧にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除または黒塗りした上で閲覧させるものとする。
 - (a) 建設工事竣工図
 - (b) 清掃工場灰出設備改造工事竣工図
 - (c) 建設工事引渡性能試験報告書

- (d) 山口市清掃工場基幹的設備改良工事竣工図書
 - (e) 山口市清掃工場基幹的設備改良工事引渡性能試験報告書
 - (f) 各機器整備報告書一式
- (3) 前2号の規定に基づく配付及び閲覧に関し、第三者から損害賠償請求その他の請求や苦情を受けた場合は、乙が一切の責任と費用を負担するものとする。
- (4) 第1号及び第2号の規定に基づき、甲が参加資格者に対して質疑回答を行う場合、かつ、甲の要請があった場合には、乙は、甲の要請に基づき必要な支援（補足資料の提供、補足説明等をいう。）を行う等、これに可能な範囲で協力するものとする。
- 2 参加資格者への施設の視察の対象と方法に関し、甲は本件募集に係る期間中、本件募集に必要な範囲において参加資格者に本件施設を視察（以下「施設視察」という。）させることができるものとする。なお、施設視察は甲の立会いの下に行うものとする。
- 3 甲は、参加資格者が施設視察及び甲が配付、閲覧に供した資料から知り得た情報（以下「本件情報」という。）の取扱いについて、参加資格者に対して別紙1の様式1の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

（受託者への情報開示等）

第4条 受託者への情報開示について、以下のとおり定める。

- (1) 甲は、受託者に対し、甲の保有する本施設に関する資料を閲覧または貸与する。閲覧または貸与する資料については、前条第1項第1号及び第2号に規定する資料を基本とし、閲覧または貸与にあたっては、前条第1項の規定を準用する。
- (2) 乙は、前号に規定する資料以外で、乙が保有する資料について、甲が業務遂行上必要と合理的に認め、かつ、乙が提供に同意した場合に限り、甲及び受託者に当該資料を提供する。
- (3) 乙は、甲が受託者に提供することを目的として本施設に関する質問を行った場合は、本業務の主旨を鑑み、誠実に対応するものとする。ただし、乙の営業上または技術上の情報であって乙が秘密にすべきと判断した情報については、乙は質問への回答を留保することができる。
- 2 前項各号に基づき甲及び受託者へ提供される資料・情報ならびに甲及び受託者が本業務遂行の過程またはその結果知り得た情報等（以下「本件情報等」という。）に係る取扱いに関し、以下のとおり定める。
- (1) 甲は受託者に対し、本件情報等の取扱いについて、別紙1の様式2及び3の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。
- (2) 甲及び乙は、受託者等による本件情報等の漏洩が疑われる場合、その旨を速やかに相手方に連絡し、調査に協力するものとする。

(特定部品)

第5条 特定部品とは、別紙2に掲げられた部品とする。

(特定部品の供給及び修繕等)

第6条 乙は、受託者が特定部品の供給、その他本施設の維持管理に必要な修繕及び定期点検（以下「修繕等」という。）を求めた場合には、特段の理由がない限りこれを拒否しないものとする。

2 前項において、乙と受託者との間における特定部品の供給及び修繕等の実施条件（特許権等本業務を実施するに当たり必要な権利の付与を含むが、これらに限られない。）は、甲と乙との間における同種の取引実績を参考にして、乙と受託者との交渉によって定めるものとする。

3 受託者は、自らの責任において乙以外の企業から特定部品及び施設機能に関する機器以外については調達することができる。その場合、受託者は乙以外の企業から調達しても本施設の機能を維持できることを甲に説明し、乙に確認を実施後、受託者は乙以外から調達することに関わる一切の責任を負うものとする。

(特定部品の製造中止の通知)

第7条 乙は、特定部品の製造が中止される場合、甲及び受託者に対して、当該特定部品の製造中止時期を速やかに通知するものとする。この場合、乙は当該特定部品の代替品、または代替品に係る情報を、可能な範囲で甲及び受託者に提供するものとする。

(秘密情報等の取扱い)

第8条 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。ここに、本協定における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示した技術上又は営業上の情報その他一切の情報をいう。

(1) 相手方から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。

(2) 秘密情報等は、第2条の目的（以下「本協定の目的」という。）以外には使用しないものとする。

(3) 秘密情報等を複製する場合には、本協定の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。

(4) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知する。

2 甲又は乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲又は乙は、当該第三者との間で

本協定と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

- 3 甲又は乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は締結日より効力を生じ、第3条は、本業務に関する甲と受託者間の本業務契約締結まで、その他条項については、本業務終了まで有効に存続する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協定に基づき提出される誓約書の有効期間は、当該誓約書に定める期間とする。

(準拠法)

第10条 本協定は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

(裁判管轄)

第11条 本協定に関する一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

添付資料

別紙1 秘密保持誓約書(様式1、2、3)

別紙2 特定部品リスト

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 1 月 22 日

甲 山口県山口市亀山町2番1号
山口市長 伊藤 和貴



乙 兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号
株式会社タクマ
代表取締役社長 南條 博昭



別紙1 様式1

秘密保持誓約書（参加資格者用）

山口県山口市亀山町2番1号
山口市長 様
兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号
株式会社タクマ 代表取締役社長 様

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、山口市(以下、「貴市」といいます。)及び株式会社タクマ(以下、「貴社」といいます。)に対し、山口市清掃工場包括運営委託の募集（以下、「本件募集」といいます。）に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第1条（本件秘密情報）

1 本件秘密情報とは、本件募集に関し貴市または貴社から開示されたすべての情報をいい、その中には以下の各号に掲げるものが含まれます。

- (1) 本件募集に関し、貴市から配布された資料
- (2) 本件募集に関し、貴市から閲覧に供された資料
- (3) 本件募集に関する質疑回答において、貴市または貴社から開示された情報及び資料
- (4) 本件募集における施設視察に関し、弊社が知得した情報

2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。

- (1)開示前から既に公知であった情報
- (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
- (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第2条（本件秘密情報に関する義務）

1 弊社は、本件秘密情報を本件募集に参加する目的以外に使用せず、貴市及び貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。

2 弊社は、本件募集に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り、）以外の者に対し、本件秘密情報を一切開示しないものとします。

3 弊社は、貴市及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、本件秘密情報を社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。

4 弊社は、貴市または貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第3条（違反の場合の措置）

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反し、または違反するおそれのある場合、貴市または貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停

止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

※ 著作物や営業秘密でないものについても、本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができる。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市及び貴社に対し、違約金としてそれぞれ金 6,000 万円を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴市及び貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第 4 条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件募集が終了した後、貴市及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第 5 条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市または貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第 6 条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本件募集が終了した後も存続するものとします。

第 7 条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名)

別紙1 様式2

秘密保持誓約書（受託者用）

山口県山口市亀山町2番1号
山口市長 様

〇〇(以下、「弊社」といいます。))は、山口市(以下、「貴市」といいます。))に対し、山口市清掃工場包括運営委託(以下、「本業務」といいます。))に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第1条（本件秘密情報）

- 1 本件秘密情報とは、本業務の募集及び本業務に関し貴市または株式会社タクマから開示されたすべての情報及び弊社が本業務の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
- 2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示前から既に公知であった情報
 - (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
 - (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第2条（本件秘密情報に関する義務）

- 1 弊社は、本件秘密情報を、本業務を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴市の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
- 2 弊社は、本業務に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り、）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
- 3 弊社は、本件秘密情報について、貴市の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
- 4 弊社は、貴市が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第3条（違反の場合の措置）

- 1 弊社が本誓約書に定める条項に違反し、または違反するおそれのある場合、貴市は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
- 2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し、違約金として本業務の契約金額の5パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴市に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第4条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本業務が終了した後、貴市の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第5条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市は、本件秘密情報の管理状況に関し、山口市清掃工場受託者執務スペース及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第6条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本業務が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束し続けるものとします。

第7条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：（会社名）

別紙1 様式3

秘密保持誓約書（受託者用）

兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号
株式会社タクマ 代表取締役社長 様

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、株式会社タクマ(以下、「貴社」といいます。)に対し、
山口市清掃工場包括運営委託（以下、「本業務」といいます。 ）に関する秘密保持義務に
ついて、以下の事項を誓約します。

第1条（本件秘密情報）

- 1 本件秘密情報とは、本業務の募集及び本業務に関し山口市または貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本業務の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
- 2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示前から既に公知であった情報
 - (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
 - (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第2条（本件秘密情報に関する義務）

- 1 弊社は、本件秘密情報を、本業務を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
- 2 弊社は、本業務に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。 ）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
- 3 弊社は、本件秘密情報について、貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
- 4 弊社は、貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第3条（リバースエンジニアリング等）

- 1 弊社は、山口市清掃工場の設備・装置・機器・部品等（ソフトウェアを含む。 以下「設備等」という。 ）のリバースエンジニアリング（機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。 ）に基づくコピー・模造品・改造品等の製作（第三者に製作させる場合も含みます。 以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。 ）を行わないものとします。

2 前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本事業の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害または侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第4条（違反の場合の措置）

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反し、または違反するおそれのある場合、貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し、違約金として本業務の契約金額の5パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第5条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本業務が終了した後、貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第6条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、山口市清掃工場及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、山口市清掃工場に立入る場合、貴社にて事前に山口市の許可を得るものとします。

第7条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本業務が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束し続けるものとします。

第8条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

添付資料

別紙 設備等リスト

令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名)

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	焼却設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含むすべて
受入供給設備	ごみ投入扉、ダンピングボックス	本体
燃焼設備	投入ホッパー及びシュート	ホッパー、シュート、ブリッジ解除装置含むすべて
	給じん装置	本体
	燃焼装置 (乾燥/燃焼/後燃焼含む)	本体
	焼却炉本体	炉内耐火物、支持方法含むすべて 落じんホッパー・シュート、主灰シュート
	燃料油ストレージタンク	本体
燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体	ボイラ本体、燃焼室・1,2パス水管、過熱器、ボイラ鉄骨、ケーシング、下部ホッパー・シュート含むすべて
	スートブロー	本体、制御方法含む
	蒸気だめ (高圧及び低圧)	本体、マンホール
	復水タンク	本体
排ガス処理設備	集じん器	下部ホッパーシュート含むすべて
	減温塔	本体、減温噴霧ノズル、ロータリーダンパ
	薬品輸送装置	輸送管、噴霧ノズル
余熱利用設備	タービン排気管	本体
	温水発生装置 (場外用、給湯用)	場外用熱交換器、給湯用熱交換器
灰出設備	灰押出装置	本体
排水処理設備	槽類	本体 (PH 調整槽、薬品混合槽、ろ過器送水槽、ろ過水槽、再利用水槽、汚泥濃縮槽、沈殿槽)
	ろ過器	本体
電気設備	制御盤	ソフトウェア含むすべて
計装制御設備	分散形デジタル制御システム	ソフトウェア
	(自動燃焼制御システム含む)	ハード及びソフトウェア

特定部品リスト

設備名	装置名	(機器名)部品名	調達期間 (参考)
受入供給設備	ごみ投入扉、ダンピングボックス	本体	6 ヶ月
燃焼設備	投入ホッパー及びシュート	ホッパー、シュート、ブリッジ解除装置部品	5 ヶ月
	給じん装置	レール、ライナー、プッシャー キャップ、シュエ、シリンダー	6 ヶ月
	燃焼装置 (乾燥/燃焼/後燃焼含む)	火格子類、レール、台車、ロッド、 駆動シャフト、ジャバラ、シリンダー	6 ヶ月
	焼却炉本体	炉内耐火物類、炉鉄骨、フレーム、 ケーシング	5 ヶ月
		落じんホッパー・シュート、主灰シュート	6 ヶ月
	燃料油ストレージタンク	本体、マンホール他構成部品	6 ヶ月
燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体	ボイラ本体、燃焼室・1,2パス水管 過熱器、ボイラ鉄骨、ケーシング 下部ホッパー・シュート含む	発生の都度 協議
	スートブロー	ノズル、内・外筒管他構成品	6 ヶ月
	蒸気だめ (高圧及び低圧)	本体、マンホール	5 ヶ月
	復水タンク	本体	5 ヶ月
排ガス処理設備	集じん器	本体及び付属品、ろ布	6 ヶ月
	減温塔	本体、減温噴霧ノズル、ロータリーダン パ	6 ヶ月
	薬品輸送装置	輸送管、噴霧ノズル	5 ヶ月
余熱利用設備	タービン排気管	本体	6 ヶ月
	温水発生装置 (場外用、給湯用)	熱交換器本体	6 ヶ月
灰出設備	灰押出装置	本体 プッシャー、ライナー、シリンダー	6 ヶ月
排水処理設備	槽類	本体 (PH 調整槽、薬品混合槽、ろ過器 送水槽、ろ過水槽、再利用水槽、汚泥濃 縮槽、沈殿槽)	5 ヶ月
	ろ過器	ろ過器部品類	5 ヶ月
電気設備	制御盤	ソフトウェア	6 ヶ月
計装制御設備	分散形デジタル制御システム (自動燃焼制御システム含む)	ソフトウェア	9 ヶ月
		ハード及びソフトウェア	15 ヶ月

注 1 調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な参考期間を示す。

注 2 上記特定部品を用いて施設の修繕等を行う場合、設備の性能維持のため、乙による施工を推奨。